

佐賀県規則第24号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（分掌事務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（20） 略</p> <p>（21） <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付に関すること。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（21） 略</p> <p>5 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） <u>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の施行に関すること。</u></p> <p>（7）～（13） 略</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（20） 略</p> <p>（21） <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付及び同法第15条に規定する配偶者支援金に関すること。</u></p> <p><u>（22） 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関すること。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（21） 略</p> <p><u>（22） 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（平成26年佐賀県条例第60号）の施行に関すること。</u></p> <p>5 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の施行に関すること。</u></p> <p>（7）～（13） 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。